

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められており、この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できないことになっています。

これらの感染症（以下参照）と診断された場合は、速やかに学校まで連絡をお願いいたします。

また、回復後に登校する際には、登校許可証を提出してください。

出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにはなりません。

(H27.1.21 改正)

<第1種>

感染症名	出席停止期間
エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう 南米出血熱・ペスト・ マールブルグ病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア	治癒するまで
重症急性呼吸器症候群（病体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）・中東呼吸器症候群（病体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ	

<第2種>

感染症名	出席停止期間
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児においては3日）を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

<第3種>

感染症名	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎・ヘルパンギーナ・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎	条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患

※ 伝染性軟属腫（水いぼ）・頭じらみ・伝染性膿痂疹（とびひ）は、「通常、出席停止の必要のない感染症」と考えられています。